

平成21年4月10日

国土交通大臣 金子 一義 様

北海道自然保護連合	代表	寺島一男
富川北1丁目沙流川被害者の会	代表	中村正晴
十勝自然保護協会	会長	安藤御史
自然林再生ネットワーク	代表	前田菜穂子
ユウパリコザクラの会	会長	梅木久嗣
環境学習石城塾	代表	石城謙吉

国民の血税を浪費する危険な公共事業・平取ダム建設を止め

アイヌ文化と生態系保全・イオル再生事業への転換提起

に対する大臣の見解を求める要望書

の回答に対する抗議及び再度大臣の見解を求めることについて

前略 4月4日、室蘭開発建設部治水課長、沙流川ダム建設事業所長、二風谷ダム管理所長より先の大臣の見解を求める要望書の回答書を渡されましたが、我々7団体は大臣の見解を求めたものであり、担当部署の回答を求めたものではありません。

このことは、血税を納めている国民に対して誠意のひとかけらもなく、馬鹿にしたものであり、ここに強く抗議いたします。

しかも渡された回答書は全く我々の問いには応えておらず、何度も何度も繰り返しテープの空回りのように、わかりきった平取ダム建設における手続きをただ単に述べただけであり、回答書の一部には事実とは異なる重要な誤りがあります。これはまさに国民を馬鹿にし、軽んじていることの証であります。このことは広く世論に訴えるため、新聞、テレビなどマスコミ各社に公表いたします。

ここに再度、我々国民が本年行われる衆議院選挙の判断にすべく重要事項で在る、要望書に対して大臣自らのご見解を4月24日までにご回答いただきたく再度要求いたします。

回答及び回答なき場合を含めてこのことは、マスコミ各社に公表いたします。

草々

拝復 早春の候、日増しに暖かくなってまいりましたが、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、先に国土交通大臣金子宛に頂いた「国民の血税を浪費する危険な公共事業・平取ダム建設を止めアイヌ文化と生態系保全・イオル再生事業への転換提起に対する大臣の見解を求める要望書」について、下記の通り回答いたします。

はじめに、二風谷ダム訴訟の判決では、

- ・国は二風谷ダムの建設によって得られる公共の利益が、これによって失われるアイヌ民族独自の文化享有権などの価値に優越するかどうか判断するために必要な調査を怠り、事業認定を行ったものであるから、認定処分は違法であり、その違法は収用裁決に継承される。
- ・既に二風谷ダムが完成し湛水している現状において、収用裁決を取り消すことは公共の福祉に適合しない。
- ・行政事件訴訟法 31 条 1 項により、原告の本訴請求をいずれも棄却するとともに、収用裁決が違法であることを宣言する。

とされており、二風谷ダムの建設が違法とされているものではありません。

平取ダム堤体建設予定地右岸の露岩については、平成 15 年から 17 年にかけて平取町により設置されたアイヌ文化環境保全対策調査委員会による調査で初めてチノミシリと呼ばれるアイヌの方々の祈りの場であることが判明したことは、これまでにご説明している通りです。

本地点も含め、平取ダムの建設に伴うアイヌ文化の保全対策については、北海道ウタリ協会平取支部の方々、地元自治体の首長、学識経験者等から構成される、「平取ダム地域文化保全対策検討会」において検討していただいているところです。

なお、当該箇所がチノミシリであることが判明したことから、当該箇所で地質調査等を行う場合は、北海道ウタリ協会平取支部に事前に相談し、了解を得た上で実施しております。

今後とも、アイヌ文化の保全については、北海道ウタリ協会平取支部を始めとする関係者の方々と十分に相談しながら進めて参りたいと考えています。

二風谷ダムの堆砂については、昭和 57 年に策定された当初の計画では、ダム計画における一般的な方法である、同一水系や近傍の類似水系に設けられたダムの堆砂実績及び推定式より、その 100 年分にあたる量を推定し、堆砂容量としていましたが、その後、流域で頻発した豪雨等による崩壊地の増加などにより、当初に想定した以上の土砂が流入しているものと考えています。

平成 15 年 8 月の出水や社会情勢等の変化による治水計画及び利水計画の見直しを踏まえたダム計画の変更に合わせて、土砂流出等に関する近年の調査結果なども考慮に入れて、既にご説明している通り、二風谷ダム及び平取ダムの堆砂に関する計画も変更しております。

なお、二風谷ダムは、堆砂により、その治水機能が失われること及び決壊の危険にさらされているということはありません。

さらに、平成 10 年に完成した二風谷ダムの平成 15 年 8 月出水時における洪水調節効果については、土木学会の平成 15 年台風 10 号北海道豪雨災害調査団の報告書においても、下流の災害防止に寄与したと報告されているところです。

平取ダムの安全性については、ダムサイト及びその周辺でボーリング等の地質調査や試験を行い、また、貯水池周辺においても地すべりについて調査・検討を行うなど、十分に注意を払っています。

沙流川水系の治水対策については、学識経験者等からなる沙流川流域委員会での審議、関係住民の方々や北海道知事からの意見を踏まえ、戦後最大洪水である平成15年8月洪水と同規模の洪水流量を目標として、河川改修と併せて二風谷ダム及び平取ダムにより洪水調節等を行うこととした、おおむね20年間の具体的な河川整備の内容を示す沙流川水系河川整備計画を平成19年3月に策定しております。

また、平取ダムについて、地元の平取町ならびに日高町より、毎年、建設促進の要望をいただいているところです。

上で述べた、堆砂量の検討やダム計画等については、北海道開発局室蘭開発建設部のホームページにも掲載しておりますので、改めてご参照いただければ幸いです。

今後とも、地域住民の方々に、沙流川総合開発事業についてより一層理解していただけるよう、引き続き、必要な説明責任を果たし、地域の皆様の安全・安心を目指していく所存であります。何卒、治水事業へのご理解・ご協力をお願い申し上げます。

敬具

平成21年3月末日

国土交通省 北海道開発局

室蘭開発建設部 治水課長

沙流川ダム建設事業所長

二風谷ダム管理所長

平成21年3月10日

国土交通大臣 金子 一義 様

北海道自然保護連合	代表	寺島一男
富川北1丁目沙流川被害者の会	代表	中村正晴
十勝自然保護協会	会長	安藤御史
自然林再生ネットワーク	代表	前田菜穂子
ユウパニコザクラの会	会長	梅木久嗣
環境学習石城塾	代表	石城謙吉

国民の血税を浪費する危険な公共事業・平取ダム建設を止めアイヌ文化と生態系 保全・イオル再生事業への転換提起に対する大臣の見解を求める要望書

拝啓 大臣におかれましては、ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平成21年、本年は衆議院選挙を控えております。そこで以下につきまして国土交通大臣のご見解とご回答をいただきたく強く要望いたします。

大臣もご承知のことと存じますが、北海道沙流郡平取町字ニ風谷に平成10年4月から国の管理下で運用されているニ風谷ダムは違法判決が出されているダムであります。計画時、100年分に当たる堆砂量を推定堆砂量として国は550万立米と決めました。しかし、現実には10年を待たずしてその2倍以上が既に堆砂し、ダムは土砂に埋まり、治水機能が失われているどころか、決壊の危険すらあります。

そのニ風谷ダムよりも更に地質上堆砂が激しい沙流川支流である額平川と宿主別川の、よりによって危険な合流点に平取ダムは計画され、治水どころか非常に危険性が大きいと専門家からも指摘されております。さらにアイヌの聖地である、日高山系最高峰のポロシリ岳を源流とし、しかもニ風谷ダム裁判で指摘されたチノミシリ（祈りの場）の岩そのものにダムの堤体が建設されるという人類史に汚点を残す厚顔無恥の有様です。

平成20年はG8北海道洞爺湖サミットが開催、平取町においては世界先住民サミットが開催され、平取ダム建設予定地も世界の知れるところとなりました。

今、世界の潮流はダムより、環境を考えた川の生態系再生事業の推進、川資源の再生事業に取り組んでいます。沙流川のほとり平取町ニ風谷はアイヌの聖地として世界が認めるところであり、なぜ今、世界の輦蹙をかい、しかも非常に危険なダムを、国民の巨額な血税をつぎ込み、流域の住民を危険に曝すダムを建設しなければならないのか、我々国民は選挙を控え、大臣のご見解並びにご回答をいただきたく強く要請いたします。

是非大臣も土砂で埋まり危険なニ風谷ダムの現状を視察され、歴史に悔恨を残さぬよう賢明なご判断をいただきたく強く要望いたします。

敬具

ご多忙の処恐縮では御座いますが、年度末の緊急時でありますので3月末日までに、ご見解を下記までご送付いただきたく、お願い申し上げます。